

岩手県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
はまと神経内科クリニック	釜石市鶴住居町第13 地割31番地1	釜石市鶴住居町二丁 目202番地	精神通院医療	令和2年4月25日
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町第13 地割43番地1	釜石市鶴住居町二丁 目203番地	精神通院医療	〃